★育児休業中のときは？★

（ケース）

・被保険者（パートでない）が育児休業中のとき

（ ）は支払基礎日数	基本給	通勤手当	残業手当	合計
4月　（16）	130,000	5,000	0	－
5月　（0）	0	0	0	－
6月　（0）	0	0	0	－
			総額	0
			平均額	※220,000

（算定基礎届の記入）

記入例　※記入箇所は青色の部分です。

㋐ 被保険者番号	㋑ 被保険者の氏名	㋒ 生年月日	㋓ 性別	㋔ 従前の標準報酬月額	㋕ 従前の改定月・原因
厚 健 130	岡山　花子	5.55.1.25	女	㋔従前 220 千円	㋕ ○ 年 9 月

報酬月額				㋖ 3ヶ月の総計	㋗ 適用年月	㋘
㋙ 算定対象月の報酬支払基礎日数	㋚ 通貨によるものの額	㋛ 現物によるものの額	㋜ 合計	㋝ 平均額	㋞ 修正平均額	遡及支払額 昇(降)給後の月額 昇(降)給月
				㋟ 決定後の標準報酬月額		
				㋖総計 0 円	㋗修正平均 円	円 円 年 月 固定賃金 変動〔 有 ・ 無〕
				㋝平均 220,000 円		㋠ 備考
				㋟決定 220 千円		育児休業中

㋙	4 月	16 日	㋚	130,000 円	㋛	0 円	㋜	－ 円
	5 月	0 日		0 円		0 円		－ 円
	6 月	0 日		0 円		0 円		－ 円

（説明）

・ 育児休業中の場合は、育児休業を取得する直前の標準報酬月額である「㋔従前の標準報酬月額」を「㋟決定後の標準報酬月額」とします。

・ 「㋝平均」＝「220,000 円」と記入してください。

・ 「㋟決定後の標準報酬月額」＝220 千円（18 等級）

・ 被保険者がパートの場合は、4 月の報酬月額で「㋟決定後の標準報酬月額」を決定します。詳しくは、「各月とも支払基礎日数が 17 日未満のときは？」をご参照ください。